

日 住 協 第 4 5 0 号  
平成 2 4 年 3 月 3 0 日

会 員 各 位

社団法人 日本住宅建設産業協会  
専務理事 田 村 仁 人

## 住宅瑕疵担保履行法に基づく資力確保措置状況の届出について

住宅瑕疵担保履行法の施行により、建設業者又は宅地建物取引業者は、法律により定められた年に2回の基準日（3月31日と9月30日）ごとに、基準日前の6ヶ月間に引き渡した新築住宅の資力確保措置（保険又は供託）状況を届け出ることが必要となりました。

つきましては、法律により定められた基準日が近づいてまいりましたので、届出手続について概要をお知らせいたします。

### 記

#### 1. 届出書類の作成・提出

##### (1) 届出期間

平成 24 年 4 月 1 日（日）～4 月 21 日（土）まで

※基準日（3月31日）から3週間以内に届け出ることが必要です。

##### (2) 届出先

建設業の許可・宅地建物取引業法の免許を受けている行政庁  
（国土交通省地方整備局等又は都道府県の担当部署）

##### (3) 届出方法

届出先行政庁により異なりますので、下記ホームページにてご確認ください。

##### (4) 届出に必要な書類

###### ① 届出書

- ・建設業者：第1号様式
- ・宅地建物取引業者：第7号様式

###### ② 引渡物件の一覧表

- ・建設業者：第1号の2様式
- ・宅地建物取引業者：第7号の2様式

###### ③ 保険契約締結証明書、供託書の写し

- ・保険契約締結証明書：基準日から1週間程度で保険法人から発行されます。
- ・供託書：供託所に供託したときに発行されます。

(留意点)

(1) 建設業許可と宅地建物取引業免許双方をお持ちの業者について

建設業許可と宅地建物取引業免許を受けている方については、請負契約に基づき引き渡した新築住宅については建設業者として、売買契約に基づき引き渡した新築住宅については宅地建物取引業者として、それぞれ届出手続きが必要となります。

(2) 引渡実績が「0件」の場合について

平成21年10月1日以降に新築住宅の引渡実績のない業者は、届出手続きは必要ありません。

ただし、平成21年10月1日以降に新築住宅の引渡実績がある場合には、届出対象期間中に引渡実績が0件であっても（たとえば、平成21年10月1日～平成23年9月30日に1件引渡し、平成23年10月1日～平成24年3月31日の間は0件の時の平成24年3月31日の基準日）、0件である旨の届出手続きが必要となります。

※詳細につきましては、国土交通省のホームページ「基準日における届出手続きの方法について」をご参照ください。

<http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/jutaku-kentiku.files/kashitanpocorner/01-rikouhou-files/8-todokede.htm>

2. 本件に関する問合せ先

(社)日本住宅建設産業協会 担当：岩脇・水野・田頭 電話：03-3511-0611